

## ◎議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 5 月 6 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 市長招集挨拶
- 日程第 3 選挙第 2 号 議長の選挙について
- 日程第 4 選挙第 3 号 副議長の選挙について
- 日程第 5 議席の指定について
- 日程第 6 会議録署名議員の指名について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 会期の決定について
- 日程第 10 選挙第 4 号 海部南部水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 11 選挙第 5 号 海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 12 選挙第 6 号 海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 13 選挙第 7 号 海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 14 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第 15 報告第 3 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 16 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例）
- 日程第 17 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 18 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 19 委員会付託の省略について
- 日程第 20 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 21 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 22 同意第 1 号 愛西市監査委員の選任について

---

## ◎本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 22 までの各事件
- 追加日程第 1 同意第 2 号 愛西市監査委員の選任について
- 追加日程第 2 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第 3 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

追加日程第4 発言の取り消しについて

---

◎出席議員（18名）

1番	佐藤旭浩君	2番	中村文武君
3番	角田龍仁君	4番	山田門左エ門君
5番	石崎誠子君	6番	馬淵紀明君
7番	原裕司君	8番	佐藤信男君
9番	近藤武君	10番	河合克平君
11番	高松幸雄君	12番	杉村義仁君
13番	神田康史君	14番	竹村仁司君
15番	山岡幹雄君	16番	真野和久君
17番	吉川三津子君	18番	鬼頭勝治君

---

◎欠席議員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永貴章君	副市長	鈴木睦君
教育長	平尾理君	総務部長	近藤幸敏君
産業建設部長	宮川昌和君	保険福祉部長	小林徹男君
健康子ども部長	清水栄利子君	保険年金課長	橋本創君
監査委員事務局長	森田圭一君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲尾和彦	議事課長	大原守人
書記	猪飼隆善	書記	杉本昌哉

---

午前 9 時35分 開会

○臨時議長（山田門左エ門君）

それでは、議員の定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回愛西市議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程はお手元に配付されているとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・仮議席の指定について

○臨時議長（山田門左エ門君）

日程第1・仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・市長招集挨拶

○臨時議長（山田門左エ門君）

次に、日程第2・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに議会改選後最初の愛西市議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、このたびの厳しい選挙戦において、市民の皆様方の負託を受けられ、晴れて御当選されましたことに心よりお祝いを申し上げます。

地方自治体は二元代表制であり、市長と議員がそれぞれ市民の代表として市政の運営を委ねられております。執行機関である行政とチェック機能を持ち議決権のある議会が、真摯に向かい合って互いに切磋琢磨することにより、市民の負託に応えることができるものと考えております。今後も持続可能な愛西市づくりに向け全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

本年4月からは、第2次愛西市総合計画後期基本計画がスタートいたしました。将来の愛西市を見据えながら、SDGsの達成に向けた取組、ICTを活用した業態の変革であるDXの推進など、時代に即した新たな課題に対する取組も進めてまいります。

また、第3次愛西市行政改革大綱も同じく4月からスタートしたところであり、この総合計画と行政改革大綱の両輪を磨き上げ、将来に責任のある礎を築く行政運営を進めてまいります。

さて、本年3月定例議会におきまして、令和4年度予算として当初予算と補正予算を合わせて約418億円をお認めいただき、令和4年度をスタートさせていただきました。この予算に基づき、様々な事業を実施してまいります。各事業を行う上において議会の御理解、御協力なくしては前進させることはできません。議員各位におかれましても、議会活動を通じ、それぞれのお立場から御支援、御協力をいただきますようお願いをいたします。

さて、今臨時会におきましては、選挙後最初の議会であり、議員役員の選挙など人事案件などが予定をされておりますが、私どもからは、報告2件、承認2件、同意1件の議案を上程させていただいております。議会役員人事が円滑に進むとともに、いずれの議案も慎重に御審議をいただき、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・選挙第2号

○臨時議長（山田門左工門君）

次に、日程第3・選挙第2号：議長の選挙を行います。

議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、1番・佐藤旭浩議員と2番・中村文武議員の2名を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはございませんね。

〔挙手する者なし〕

投票漏れはなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人をお願いしました2名の方は、開票場所へお集まり願います。

〔開 票〕

選挙結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票。有効投票のうち、杉村義仁議員が14票、河合克平議員が2票、吉川三津子議員が1票、馬淵紀明さんが1票となりました。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、杉村議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました杉村議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

以上をもちまして、私の職務は全て終了いたしました。皆様の御協力で議事が円滑に進行しましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

〔臨時議長 新議長と交代〕

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

それでは、新議長が決まりましたので、新議長、御挨拶のほうをよろしく願いいたします。

○新議長（杉村義仁君）

一言御挨拶させていただきます。

ただいま愛西市議会議長に御選任賜り、誠に身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さを痛感している次第でございます。もとより微力でございますが、議員の皆様の指導をいただき、議会に与えられた使命を十分に自覚し、6万有余の市民の負託に応えられるように、全力を尽くす決意であります。

愛西市勢発展のため、議員各位の皆様と執行部をはじめ関係各位の皆様の御支援、御鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・選挙第3号

○議長（杉村義仁君）

それでは次に、日程第4・選挙第3号：副議長の選挙を行います。

副議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により4年となっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により投票で行います。

これより選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、3番・角田龍仁議員と4番・山田門左エ門議員の2名

を開票立会人に指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票用紙の配付漏れはなしと認めます。

これより投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の名前のみを記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはございませんか。

〔挙手する者なし〕

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

開票を行いますので、先ほど立会人にお願ひしました2名の方は、開票場所へお集まりください。

〔開票〕

それでは、選挙結果を発表いたします。

投票総数18票、そのうち有効投票18票。有効投票のうち、佐藤信男議員13票、真野和久議員2票、竹村仁司議員1票、吉川三津子議員1票、馬淵紀明議員1票、以上です。

この選挙の法定得票数は5票であります。これは、有効投票総数を選挙すべき者の数で除して得た数の4分の1以上であります。よって、佐藤信男議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤信男議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長に当選されました佐藤信男議員に御挨拶をお願いいたします。

#### ○新副議長（佐藤信男君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、愛西市議会の副議長に御選任いただきまして、誠にありがとうございます。

もとより浅学非才の私ではありますが、議長の補佐の要職を全うし、議会が公正に、しかも円滑に運営されますよう誠心誠意努力したいと思っております。どうか議員各位の御協力と御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議席の指定について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議席の指定についてを議題といたします。

議席については、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席といたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・会議録署名議員の指名について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、1番・佐藤旭浩議員、2番・中村文武議員の御両名を指名いたします。

ここで、議事整理のため暫時休憩とさせていただきます。

午前10時07分 休憩

午後0時02分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして、会議を開催いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・常任委員会委員の選任について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各委員会の委員の定数は、委員会条例で、総務文教委員会9名、建設福祉委員会9名と定められております。

この件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告をいたします。

初めに、総務文教委員会委員を順不同で申し上げます。

神田康史議員、杉村義仁議員、中村文武議員、石崎誠子議員、角田龍仁議員、河合克平議員、山田門左エ門議員、高松幸雄議員、山岡幹雄議員、以上9名です。

次に、建設福祉委員会委員を順不同で申し上げます。

鬼頭勝治議員、近藤武議員、原裕司議員、佐藤信男議員、佐藤旭浩議員、真野和久議員、吉川三津子議員、竹村仁司議員、馬淵紀明議員、以上9名です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議会運営委員会委員の選任について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会の委員定数は、委員会条例で10名以内と定められております。

この件につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において選任いたします。

それでは、議会事務局長に報告させます。

**○議会事務局長（鷲尾和彦君）**

御報告いたします。

議会運営委員会委員を順不同で御報告いたします。

鬼頭勝治議員、神田康史議員、石崎誠子議員、原裕司議員、近藤武議員、高松幸雄議員、河合克平議員、以上7名です。

**○議長（杉村義仁君）**

それでは、ここで各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

今回についても、新型コロナウイルス感染症対策防止のため第2委員会室は使用できず、第1委員会室で順次開催いたします。総務文教委員会、建設福祉委員会、議会運営委員会の順に行いますので、総務文教委員会の委員はこの後速やかに第1委員会室にお集まりください。また、その他の委員は、議場または会派室においてお待ちください。

暫時休憩をお願いいたします。暫時休憩してお昼休憩をしたいと思っておりますので、本会議は13時30分から行いたいと思っておりますので、その間にそれぞれの委員長・副委員長の互選をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解きまして、会議を開催いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長より報告させます。

**○議会事務局長（鷲尾和彦君）**

御報告いたします。

総務文教委員会委員長・石崎誠子議員、副委員長・高松幸雄議員。

建設福祉委員会委員長・原裕司議員、副委員長・竹村仁司議員。

議会運営委員会委員長・近藤武議員、副委員長・高松幸雄議員。以上です。

**○議長（杉村義仁君）**

以上が各常任委員会及び運営委員会の正・副委員長互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・会期の決定について**

**○議長（杉村義仁君）**



次に、日程第9・会期の決定についてを議題といたします。

本臨時議会の会期等につきましては、去る3月24日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

**○議会運営委員長（近藤 武君）**

議会運営委員会の報告をいたします。

3月24日に開催されました議会運営委員会において、臨時会の日程について御協議いただきました結果、会期は本日1日限りと決定されました。

以上、報告を終わります。

**○議長（杉村義仁君）**

本臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日1日限りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第10・選挙第4号から日程第13・選挙第7号まで**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第10・選挙第4号：海部南部水道企業団議会議員の選挙についてから日程第13・選挙第7号：海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙についてまでを一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

**○議会事務局長（鷲尾和彦君）**

それでは初めに、海部南部水道企業団議会議員の選挙について御説明いたします。

海部南部水道企業団議会議員につきましては、4名の選挙をお願いするものです。任期は、令和4年5月10日から令和6年5月9日まででございます。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の補欠選挙について御説明をいたします。

海部地区環境事務組合議会議員につきましては、2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和6年3月31日まででございます。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区急病診療所組合議会議員につきましては、2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和5年3月31日まででございます。

次に、海部地区水防事務組合議会議員の補欠選挙について御説明いたします。

海部地区水防事務組合議会議員につきましては、組合議員の辞職によりまして2名の補欠選挙をお願いするものです。任期は、残任期間の令和7年3月31日まででございます。

**○議長（杉村義仁君）**

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

議会事務局長に報告させます。

#### ○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告を申し上げます。

初めに、海部南部水道企業団議会議員を申し上げます。順不同で申し上げます。佐藤旭浩議員、石崎誠子議員、神田康史議員、高松幸雄議員、以上4名です。

次に、海部地区環境事務組合議会議員を申し上げます。竹村仁司議員、真野和久議員、以上2名です。

次に、海部地区急病診療所組合議会議員を申し上げます。中村文武議員、河合克平議員、以上2名です。

次に、海部地区水防事務組合議会議員を申し上げます。角田龍仁議員、馬淵紀明議員、以上2名です。

#### ○議長（杉村義仁君）

お諮りいたします。ただいま事務局長から報告のとおり、議長においてそれぞれ指名をいたしました方を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙第4号、選挙第5号、選挙第6号、選挙第7号については、いずれも指名したとおりそれぞれ当選されました。

ただいま海部南部水道企業団議会議員に当選されました佐藤旭浩議員、石崎誠子議員、神田康史議員、高松幸雄議員、海部地区環境事務組合議会議員に当選されました竹村仁司議員、真野和久議員、海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました中村文武議員、河合克平議員、海部地区水防事務組合議会議員に当選されました角田龍仁議員、馬淵紀明議員が議席におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第14・議会広報特別委員会の設置について

#### ○議長（杉村義仁君）

次に、日程第14・議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。6名で構成する特別委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において選任します。それでは、議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告をいたします。

議会広報特別委員会委員は、原裕司議員、中村文武議員、佐藤旭浩議員、高松幸雄議員、真野和久議員、山田門左エ門議員、以上6名です。

○議長（杉村義仁君）

それでは、ここで議会広報特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

議会広報特別委員会委員は、第1委員会室においてお集まりください。

では、正・副委員長を互選するために、暫時休憩といたします。

午後1時39分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（杉村義仁君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

委員会条例第9条第2項の規定による議会広報特別委員会の正・副委員長互選結果を議会事務局長に報告させます。

○議会事務局長（鷲尾和彦君）

御報告いたします。

議会広報特別委員会委員長、真野和久議員、副委員長、原裕司議員。以上です。

○議長（杉村義仁君）

以上が、議会広報特別委員会の正・副委員長の互選結果であります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・報告第3号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第15・報告第3号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）の報告をお願いいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、報告第3号：専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

次ページを御覧ください。

道路の管理瑕疵について、損害賠償の額を35万2,814円とし、和解を行ったものでございます。なお、事故の概要及び和解の相手方については記載のとおりでございます。

以上で報告第3号の説明といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・報告第4号（提案説明）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第16・報告第4号：専決処分事項の報告について（愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例）の報告をお願いいたします。

○健康子ども部長（清水栄利子君）

それでは、報告第4号：専決処分事項の報告について説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、市長名でございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和4年3月31日に専決をいたしました。

改正の内容につきましては、1枚はねていただき、御覧ください。

概要といたしましては、児童扶養手当法施行令及び愛知県遺児手当支給規則における父母の視覚障害に関する基準の改正に準じ、愛西市遺児手当の父母の視力障害の基準について、「両眼の視力の和」を「それぞれの目の視力による基準」と改め、また新たに視野障害に関する基準を設けるものとし、別表を改めるものでございます。

施行の期日は、令和4年4月1日からでございます。

以上で、報告第4号の説明とさせていただきます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・承認第1号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第17・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（近藤幸敏君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分しましたので、議会へ報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和4年3月31日に専決いたしました。

改正の内容につきましては、承認第1号、資料2を基に御説明させていただきますので御覧ください。

改正の概要は、固定資産税における土地の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずるものでございます。

改正の理由は、地方税法等の改正に伴い、関係規定を整備するためでございます。

改正の内容ですが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額等の上昇幅を、現行評価額の「5%」から「2.5%」とするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（杉村義仁君）**

次に、承認第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

真野議員。

**○16番（真野和久君）**

それでは、承認第1号に関して質問をしたいと思っております。

まず第1点目ですが、専決処分に関してはできるだけ行おうべきではないと私たちは考えています。そういう点で、本当に時間がなかったのかということと、それからあと、3月31日なので定例会直後ではありますけれども、会議は十分できたと思っておりますので、その点の見解と、それから4月1日施行となっておりますけれども、固定資産税に関して、固定資産税が賦課される基準日はいつ頃かということが聞きたいのと、それともう一つは、今回5%になる場合には2.5%を上限とするということになっておりますけれども、本市において、商業地等で固定資産税がここまで上がってくるというのはあるのかどうか。それと、今回の条例改正による影響についてお尋ねをしたいというふうに思います。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

専決の関係の理由でございますが、こちらは地方税法等の一部改正の法律が令和4年3月31日に公布されまして、4月1日に施行されたことに伴い、専決をしたものというものでございます。

また、固定資産税の賦課期日については、毎年1月1日でございますが、賦課の関係について、納付期限が4月ということになっておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、2.5%の関係の対象でございますけれども、愛西市においては、件数といたしましては514件ほどございます。

なお、影響についてでございますが、こちらは約45万円ほどの影響があるとしております。以上でございます。

**○議長（杉村義仁君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・承認第2号（提案説明・質疑）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第18・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○保険福祉部長（小林徹男君）

承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日の提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の改正に伴い、条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したので、報告し、承認を求める必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

令和4年3月31日に専決をいたしました。

改正の内容につきましては、3枚はねていただきまして、承認第2号、資料2を御覧ください。

専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の概要。

第1の改正の概要は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げるものでございます。

第2の改正の理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行され、地方税法施行令が改正されたことに伴い、関係規定を整備するためでございます。

第3の改正の内容でございます。1つ目が基礎課税額に係る課税限度額を「63万円」から「65万円」にするもので、2つ目が後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げるものでございます。

第4．施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、承認第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○10番（河合克平君）

では、承認第2号の専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について質問をいたします。

2点あります。

1点は、まず先ほど真野議員からもお話ありましたが、専決を行うことについて、市長のお話にもありましたが、二元代表制の下、やはり牽制をし合いながらという、そういう関係性を持つためには専決はできるだけ行わないほうがいいと思うんですが、今回この地方自治法の179条には地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときについて専決を行うことができるということが179条には定められていますが、この理由書の中には、特に緊急を要すると認められるという内容が書かれておりませんが、極めて限定している内容であるというふうに思われますので、本条例について、特に緊急を要する特段の理由というものについて、まず1点確認をさせてください。

あと、条例の内容ですが、この今回の引き上げる内容についての影響の人数、また会計全体に対する金額、またこの値上げをされた人についての所得の金額、同等の所得の金額の人が協会けんぽでどのくらいの保険料を払ってみえるのか、分かるのであれば教えてください。

以上2点お願いします。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

まず1点目の専決処分の緊急を要する事項についてということで、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日から施行する必要があるということのために今回専決を行った次第であります。

続きまして、限度額の引上げによる影響でございますが、前年度数値で試算した限度額の世帯でございますが、基礎課税額が63万円から65万円に上がることで1世帯が影響を受けると見えております。影響額としましては約140万円でございます。

2つ目の後期高齢者支援金等課税額が19万から20万に上がることに對しまして、影響を受ける世帯につきましては8世帯でございます。影響額につきましては約70万円でございます。

#### ○保険年金課長（橋本 創君）

医療分といたしまして、影響を受けます所得は1,053万円でございます。

また、支援分といたしまして、影響を受ける所得金額は1,065万2,000円でございます。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（小林徹男君）

引き続きまして、協会けんぽについてでございますが、協会けんぽの資料は持ち合わせてございません。

なお、標準報酬月額を用いられる社会保険の方につきましても、同様に世帯割が1.5%に近づくよう段階的に引き上げるというところでございます。以上です。

#### ○10番（河合克平君）

では、4月1日に施行であるということで緊急性を要するというお話がありましたが、2017

年においては、こういった内容については6月議会に上程されておりました。そのときと何がどう変わっているのか。特に国民健康保険でいうと、7月に本算定ということがありますので、十分議会に対して諮る時間があったのではないかというふうに考えられますが、そのことについて再度、議会に諮る必要がないのか、議会を招集することについては考えなかったのか、その内容についてお伺いをします。

あとすみません、影響についてもう一度、63万から65万円についての影響の人が何人なのか。全体で140万という、2万円掛けるで70人なのか、ちょっともう一度影響の金額について確認をさせてください。以上ですね。

○保険福祉部長（小林徹男君）

専決処分につきましては、各自治体、取扱いがそれぞれのお考えがあると思います。県内でも専決処分する自治体と6月議会上程の自治体それぞれございますが、愛西市としましては、賦課期日が4月1日ということになっていることから専決処分をすることが適切であるという判断の下で行っております。

○保険年金課長（橋本 創君）

影響する人数でございます。世帯数が73世帯から72世帯へ変更となります。72世帯に係る影響額といたしまして140万円を回答いたしました。人数につきましては、213人から211人になっております。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

○10番（河合克平君）

19から20のほうも一緒に聞いているので、もう一度教えてもらっていいですか。

○保険年金課長（橋本 創君）

19万円から20万円の後期高齢者支援金につきましても減少しております。76世帯から68世帯、人数が223人から203人でございます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

[挙手する者なし]

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

馬淵議員。

○6番（馬淵紀明君）

専決処分事項の承認について、承認第2号の、今お話を聞いていますと、今回のこの承認第2号については日にちがこういう施行日だったので専決を行ったということですけど、市として、他の自治体によって違うということですけど、愛西市としての何か基準みたいなものはあるんですか、専決にするかしないかと。分かれば教えてください。

○保険福祉部長（小林徹男君）



先ほどもお答えしましたように、各自治体の取扱い、考え方が違っております。愛西市としては、賦課期日が4月1日であるなら専決すべきであろうという方針の下で専決処分をさせていただきます。以上でございます。

○議長（杉村義仁君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・委員会付託の省略について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第19・委員会付託の省略についてを議題といたします。

ただいま議題となりました承認第1号及び承認第2号につきましては、本臨時議会の会期が本日1日限りでございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。それに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、承認第1号及び承認第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・承認第1号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第20・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

※ 御意見のある方はどうぞ。

|  |
|--|
|  |
|--|

※ 後刻取消し発言あり

※

○議長（杉村義仁君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時39分 休憩

午後 3 時27分 再開

○議長（杉村義仁君）

それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第20・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

発言のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

※ 後刻取消し発言あり

〔賛成者起立〕

起立全員でありますので、よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・承認第2号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第21・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○10番（河合克平君）

では、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場で討論いたします。

理由は2つあります。

1つ目は、専決事項の問題であります。市長が招集挨拶で述べられたとおり、二元代表制は公正・適切かつ円滑な運営のために互いに牽制し、均衡を図ることが目的であります。

地方自治法第179条では、地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その議決すべき事件を処分することができることと専決について定めておりますが、この専決については、議会の議決権を軽視することにつながりかねません。平成18年の改正においては、議会を招集する暇がないと認めるときという文面から、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときと、詳しく詳細に定め直されました。特に市民の財産に関わる条例の変更については、議会の議決をしつかりと行うべきであり、臨時議会を行い決議するべきであったというふうに考えます。

次に、この国民健康保険税条例についての問題がもう一点であります。

国の財源措置が大幅に削られる中、負担が非常に多くなっているのが国民健康保険税です。この上限の所得は、先ほどお話がありましたが、大体1,000万を超えた人に対しての所得となりますが、介護保険料分まで含めると102万円年間負担となります。

また、給与所得者の人の入っている協会けんぽでは、大体それを12で割って保険料を計算すると、年間52万4,300円と負担が約半分になっており、国保税の負担というのは高額所得者まで含めて大きくなっているというのが実際であります。

今市が行うべきは、国の財政措置と併せて県へも財政措置を求めて、そして一般会計からの繰入れも行いながら負担の軽減を行うことが今必要であるというふうに考える次第です。国言いなりの負担増をそのまま行うことになるため、この承認については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・同意第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第22・同意第1号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第1号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員・戸谷静治は令和4年6月1日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名。

氏名、戸谷静治。

提案理由といたしましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、同意第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

吉川三津子議員。

○17番（吉川三津子君）

1点確認をさせていただきたいと思います。

履歴書のほうで、今愛西市の図書館の指定管理をしていらっしゃる特定非営利まちづくり津島に就職ということで、平成25年、今現在もなっております。こういった形でお仕事をされているのか、単なる従業員なのか、その点について確認をさせていただきたいのと、監査委員を御依頼するに当たり、指定管理ということで支障がないと判断をした理由についてお伺いをしたいと思います。

○監査委員事務局長（森田圭一君）

まず、津島市立図書館の事務局長ということで、現在は勤めているとお聞きしております。指定管理のところではありますが、その分はちょっと今のところ聞いておりません。以上です。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から分かる部分で御答弁させていただきます。

現在も監査委員を務めていただいておりますけれども、日程等の、また監査内容につきまして問題があるとは、我々としては認識しておりません。監査委員として、しっかりと務めていただいているという認識でございます。以上です。

**○17番（吉川三津子君）**

今お聞きしているのは、このNPOでの戸谷さんの立場というのは、理事さんとかそういった組織の中での何らかの立場があるのか。指定管理のチェックをしていく立場でありますので、そういった部分で監査委員を務めていただくに当たり、そういった指定管理をしている団体の経営的な立場の方であるならば何らか支障が出てくるのかと思うんですが、その辺どのように判断をされたのかお伺いをしたいと思います。

**○監査委員事務局長（森田圭一君）**

現在お聞きしている部分に関しましては、指定管理の津島市立図書館の事務局長ということでお聞きしております。詳しい内容については、すみません、まだ確認はできていないです。以上です。

**○17番（吉川三津子君）**

監査委員を選ぶに当たって、こういった方はふさわしくないとか、いろいろあると思うんですよね、やはり。そこの部分で、この戸谷さんという方が、感情的な部分とか、一生懸命やってもらっているかという部分ではなくて、愛西市の監査委員を選ぶ上でのルールで支障がないかという部分はどのように判断をされたのか。そこら辺はちょっときちんとお聞きしないといけないかなと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

**○議長（杉村義仁君）**

すみません、暫時休憩をお願いします。

午後 3 時36分 休憩

午後 3 時42分 再開

**○議長（杉村義仁君）**

休憩を解き、会議を開催いたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁させていただきます。

先ほど監査委員事務局長が確認をしていないような旨の御答弁をさせていただきましたけれども、監査事務局としてはしっかり確認をさせていただいております。

先ほど質問がございました特定非営利法人まちづくり津島におきましては、役員等には就いていないということでございます。適正に監査をしていただけるというふうな認識でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

他に質問はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて質問を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

同意第1号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

同意第1号を採決いたします。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたします。

本日の配付日程は終わっておりますが、日程の追加が必要でありますため、議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

議会運営委員会の報告をいたします。

休憩中に同意議案が1件提出されたため、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました。結果、お手元に配付の同意第2号を本日御審議願うことと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長の報告のとおり、日程を追加し、追加日程第1から追加日程第3を議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

追加日程第1から追加日程第3を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

よって、追加日程第1から追加日程第3を議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第1・同意第2号（提案説明・質疑・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、追加日程第1・同意第2号：愛西市監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、この件につきましては、山岡幹雄議員の一人に関する案件でございますので、地方自治法第117条の規定により一時退席をお願いいたします。

〔15番・山岡幹雄議員 退場〕

それでは、提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

同意第2号：愛西市監査委員の選任について。

愛西市監査委員・高松幸雄は、4月30日任期満了となるので、次の者を選任するものとする。本日提出、市長名です。

氏名、山岡幹雄。

提案理由といたしまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て選任する必要があるからでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、第2号の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第2号につきましては人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

同意第2号につきましては人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に移ります。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員でありますので、よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

山岡幹雄議員の退場を解きます。

〔15番・山岡幹雄議員 入場〕

それでは、山岡幹雄議員にお伝えします。

ただいまの同意第2号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第2・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、追加日程第2・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第109条の規定により閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出どおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第3・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、追加日程第3・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

委員長から、所管事務について会議規則第109条の規定により閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（杉村義仁君）

本日、発言取消しの申出書が提出されましたため、閉会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長より報告していただきます。

○議会運営委員長（近藤 武君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、発言取消しの申出書が提出されましたので、先ほど議会運営委員会を開催し、日程を協議した結果、本日議事日程に記載し、御審議願うことに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉村義仁君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました件を議事日程に追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎追加日程第4・発言の取り消しについて

○議長（杉村義仁君）



次に、追加日程第4・発言の取り消しについてを議題といたします。

河合克平議員から、本日の議会における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配付しました発言取消書に記載した分を取り消したいとの申出がありました。

ここで、河合克平議員から発言の申出がありましたので、それを許可します。

○10番（河合克平君）

すみません。本日の日程第20・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）の討論において、承認第2号についての討論を誤って述べてしまいました。よって、承認第1号で述べた私の意見については、全て取消しをしていただきたいということをお諮りさせてください。ぜひとも議会で許可をしていただきますよう併せてお願いをいたします。

また、今後このようなことがないように十分気をつけて議会については参加をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（杉村義仁君）

お諮りいたします。この発言取消書の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしとの発言がありましたので、よって、河合克平議員からの発言取消書の申出を許可することに決定いたしました。

○10番（河合克平君）

ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（杉村義仁君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

閉会に際しまして、一言挨拶を申し上げます。

今臨時会に提案をさせていただきました各議案につきまして、それぞれ御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、新たに議長に就任されました杉村義仁議員、そして副議長に就任されました佐藤信男議員、おめでとうございます。これからお世話になりますが、よろしくお願ひをいたします。

また、議員各位におかれましては、それぞれの立場で御活躍をいただき、市政発展のため御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、御承知のとおり、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により市内の様々なイベントや行事が中止となっておりましたが、最近では感染症対策を十分に行った上で徐々に開催できるようになってまいりました。依然として気を緩めることができない状況ではございますが、イベントや行事が再開されましたら、皆様方におかれましては、御多用の中、大変恐縮ではございますが、御出席をいただきますようお願いを申し上げます。

また、毎年行っております「さわやかサマースタイル」でございますが、今年は10月31日までとさせていただきます。期間中、職員は職員用ポロシャツを着用いたしますので、議員各位の御理解をいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

これにて令和4年第2回愛西市議会臨時会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後3時58分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
臨時議長

山田 門左エ門

愛西市議会  
議長

杉村 義仁

会議録署名議員  
第1番議員

佐藤 旭浩

会議録署名議員  
第2番議員

中村 文武